

高松市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成21年3月31日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	中村順一
同	岡下勝彦

平成20年度定期監査結果報告等について

第1 市民政策部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成19年度および平成20年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
市民政策部	企画推進課 (男女共同参画推進室) (水環境対策室) (交通政策室) 地域政策課 (市民協働推進室) 市民やすらぎ課 市権啓発課 (国際文化・スポーツ局) 国際文化振興課 (都市交流室) スポーツ振興課 市民文化センター 美術館美術課	平成19年度および平成20年4月1日から同年12月25日までの事務の執行および財務に関する事務の執行
		平成20年12月26日から平成21年2月16日まで

## (2) 監査の方法

平成19年度および平成20年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## (3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## (4) 今回の監査で指摘した事項

### ア 適正な見積業者等一覧表を添付すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず、地域政策課の平成19年度国分寺支所空調用自動制御機器取替工事に係る見積徴取伺決裁および市民文化センターの平和記念室展示場戦前部分照明設備改修工事に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(地域政策課，市民文化センター)

イ 検収調書の確認に係る事務処理を適正にすべきもの

委託契約の検収調書の確認に係る決裁の取扱いについては，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1文書，庶務その他の表第19項の規定に基づき，支出負担行為何の決裁者が部長以下の決裁事項は，主管課長までの決裁を受けなければならないが，地域SNS構築および運用業務委託の検収調書は，確認に係る決裁を受けていないので，今後，同種の検収調書を作成した場合には，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(地域政策課)

ウ 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では，起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが，地域政策課の各種伺決裁の起案用紙には，事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので，今後，伺決裁を起案する場合には，適正に事務処理されたい。

(地域政策課)

エ 補助事業の決算書を適正な様式で作成すべきもの

平成19年度高松市地域まちづくり交付金等交付要綱第16条では，事業年度末までに実績報告書を提出する際に事業収支決算書を添えることと規定され，その様式は，同要綱第17条で高松市補助金等交付規則の例によるとされているが，地域包括補助事業等（地区体育協会運営支援事業）実績報告書に添付されている収支決算書の中に，同規則で定める様式から予算額および差引増減額の欄を除いた様式で作成されているものが見受けられたので，今後においては，要綱に基づく様式を用いて実績報告を行うよう，補助金交付申請者への指導等を徹底されたい。

(スポーツ振興課)

オ 地区体育協会運営事業補助の実績確認等を適切に行うべきもの

地区体育協会運営事業補助金については、行事、クラブ育成、会議等の基盤活動としての体育協会運営事業補助と、おはようミニマラソン、スポーツ教室およびスポーツ講座のうち1事業実施についての補助を行うこととしているが、補助金交付申請の際に事業計画書に記載がないにもかかわらず補助金交付決定をしているものや、実績報告の際に同事業の実施が明確でないにもかかわらず、補助対象事業が適正になされたと履行確認しているものが見受けられたので、今後においては、補助金交付申請に係る指導や審査および補助対象事業の実績確認を適切に行われたい。

(スポーツ振興課)

カ スポーツ施設使用料の返還に係る取扱いを明確にすべきもの

高松市スポーツ施設条例施行規則第10条では、スポーツ施設使用料の返還できる場合およびその額について、天災地変その他使用料を納付した者の責めによらない理由で使用ができなくなったときは全額、また、使用開始日の1週間前までに使用取消届を提出した場合などは6割以内で市長の定める額を返還することができると規定しているが、屋外競技大会の予備日の使用中止などに係る事務取扱で一部明確でないものが見受けられたので、今後においては、適切で統一的な取扱いがなされるよう返還事務取扱要領を定めるなど、規定に基づき事務を行われたい

(スポーツ振興課)

## 2 監査の結果に付する監査委員の意見

### (1) 報償費に関する事務の執行について

「高松市自治基本条例を考える市民フォーラム」の開催に伴い、外部から講師を招聘し、謝礼金を支出しているが、執行伺決裁上では、その積算根拠が明らかにされておらず、講師に対する依頼文書等の添付も見られないので、今後は、執行伺決裁上に謝礼金額の積算根拠を明らかにするとともに、講師招聘の経緯が明確になるよう、依頼文等を添付されたい。また、今後においては、より透明性を図る

観点から、謝礼金として一括して支出するのではなく、高松市職員旅費支給条例を適用し、旅費と謝礼金を分離して支出することについても検討されたい。

(企画課)

(2) 補助金等交付申請書の収支予算書について

香川県人権擁護委員連合会に対する補助金交付に際し、申請書に添付されている収支予算書には、各項目に所要額は計上されているものの摘要欄に記載がなく、金額の算出根拠が明らかとなっていないので、今後、補助金等交付申請書に添付される収支予算書については、その積算根拠が明らかとなっていない場合は、補正を求めるなどの指導を徹底し、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。

(人権啓発課)

(3) 同一時期の工事発注のあり方について

高松市民プールにおける便所改修工事ほか3工事については、いずれも緊急を要するとして、同一の時期に同一の業者に発注しているが、関連する工事は、取りまとめて入札や競争見積合せを実施することで、より有利な価格での契約締結が期待できることから、今後においては、施設の使用状況などを踏まえ、関連する工事を取りまとめ、計画的に工事発注されたい。

(スポーツ振興課)

(4) 平和記念室における工事請負契約について

平和記念室における照明設備改修工事4件については、工事内容や施工理由がほぼ同一であり、かつ、見積徴取も同一の業者から行っているにもかかわらず、それぞれ別件の工事として発注しているものが見受けられたので、今後、このような複数の工事請負契約を締結しようとする場合には、経費節減や事務の簡素化・効率化の観点から、一括して契約を依頼した上で、履行期間内において工事を分散させるなど、より適正な契約事務の執行に努められたい。

(市民文化センター)

(5) 施設の保守点検およびその改修等について

高松市美術館移動式展示壁設備については、平成20年度の保守点検業務委託の実施報告書で異常がない旨の報告を受けた直後、当該契約の受託者と同設備に係る修繕工事の契約を締結しているため、今後は、効果的かつ効率的な点検内容となるよう、当該業務委託の仕様書の見直しや、費用対効果の観点から、定期的な部品交換を検討するなど、設備の安全性確保に一層留意されたい。

また、現行の高松市美術館については、開館から20年が経過し、設備の劣化が懸念されていることから、美術館のあり方検討委員会の提言等を踏まえつつ、平成21年度に実施予定の美術館劣化診断を基に改修計画を策定し、施設設備の改修等を計画的に進められたい。

(美術館美術課)

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 普通財産貸付台帳を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

普通財産を貸し付けた場合には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第3項の規定に基づき、普通財産貸付台帳を調整しなければならないが、知的障害者通所授産施設用地として社会福祉法人あゆみの会に貸し付けている普通財産については、普通財産貸付台帳を調整していないので、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成21年3月6日)

知的障害者通所授産施設用地として社会福祉法人あゆみの会に貸し付けている土地については、平成21年2月20日に普通財産貸付台帳を調整した。

(健康福祉部障害福祉課)

2 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を適正に記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の

記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、農業相談会の開催に係る伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年3月11日）

公文書公開に係る公開・非公開の事前判断結果が記入されていないケースについては、平成19年11月19日から決裁時に起案担当者が公開・非公開の区分を必ず記載することはもとより、その後の決裁処理全体を通じて担当係長や管理職において補記や、その指示を適時適切に行うこととした。

また、同種の決裁でありながら開示区分に食い違いが生じていたケースについては、平成19年11月19日から、その発生を防ぐため、決裁開始時に起案担当者等により他の同様な決裁との整合性の確認を徹底することとした。

（農業委員会事務局農政課）

3 補助金交付に係る着手届および完了届の受理決裁を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金交付申請者から提出された着手届および完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、鬼ヶ島観光協会施設整備事業補助金および第3回義経・第11回与一合同サミット開催事業補助金に係る着手届および完了届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、補助金交付申請者から着手届および完了届の提出があった場合は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年3月12日）

「竜王山山開き」の補助金支出に際し、補助金交付申請者から提出

された着手届および完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けた。

（産業経済部観光振興課）

#### 4 行政財産の使用許可に係る使用料の算定を適正にすべきもの

##### （1）改善を要する事項

高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の別表の1では、庁舎等を使用する場合の使用料を、使用する土地の評価額に100分の4を乗じて得た額と、さらに、備考4では、土地および建物の評価額を、当該土地および建物に固定資産税が課税されるとして地方税法（昭和25年法律第226号）の相当規定に基づき算定される固定資産税課税標準額に相当する額と規定しているにもかかわらず、インフォメーションプラザの土地に係る使用料は、固定資産税評価額を基に算出しているため、今後、同様の許可をする場合は、これらの規定に基づき、適正な使用料を算定されたい。

##### （2）措置された内容（措置通知日 平成21年3月12日）

高松市インフォメーションプラザの目的外使用料については、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の別表の1の規定に基づき、使用する土地の評価額に100分の4を乗じて得た額と、さらに、備考4の規定に基づき、土地および建物の評価額を、当該土地および建物に固定資産税が課税されるとして地方税法（昭和25年法律第226号）の相当規定に基づき算定される固定資産税課税標準額に相当する額を基に算出した。

（産業経済部観光振興課）